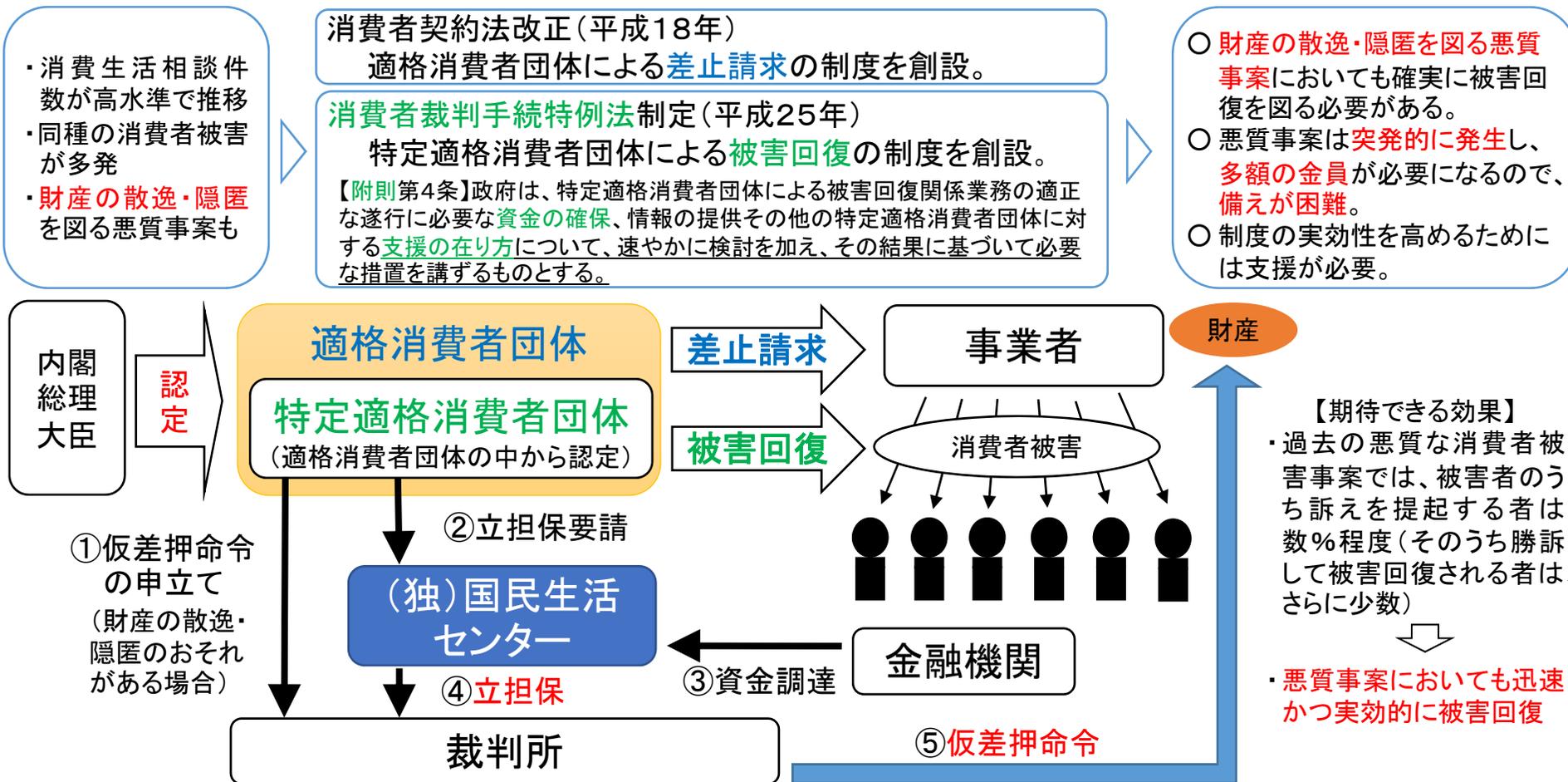


# 独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第43号)



## 【改正事項】

(1) **独立行政法人国民生活センター法改正**  
(独)国民生活センターが**立担保**できるようにする。(業務の追加、長期借入金の規定の新設等)  
財産の散逸・隠匿のおそれがある悪質事業者からも被害回復が可能になる。

(2) **消費者契約法改正**  
適格消費者団体の認定の有効期間を**3年から6年に延長**する。  
更新の事務負担を軽減し、差止請求等に注力することが可能になる。

(3) **消費者裁判手続特例法改正**  
(1)に伴い特定適格消費者団体と(独)国民生活センターその他の関係者との連携の規定を設ける等の所要の整備をする。

※平成29年10月1日から施行